

資料 3

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定支援業務委託仕様書（案）

1. 本業務の目的

清瀬市教育委員会では将来を担う子どもたちにとって、より良い学びの環境の再整備と地域コミュニティの拠点となる学校づくりを目指し、令和2年度に策定した「清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」、令和3年度に策定した「清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）」（清瀬小・清瀬第八小の統合を含む）及び令和3年度に改訂した「清瀬市公共施設等総合管理計画」（清瀬小・清瀬第八小の統合を含む）に基づき、令和11年度に新校を開設するにあたり、令和4年度及び令和5年度に、清瀬小学校及び清瀬第八小学校を統合した新たな学校づくりのイメージの具現化、基本的な計画の作成、小中一貫校及び将来的なコミュニティ施設等との複合化の検討をするため、市民参画による検討委員会を設置して基本構想及び基本計画を策定する。

以上の状況を踏まえ、基本構想及び基本計画策定のための調査やデータ分析、素案作成などの各種調査検討、新校の施設整備に向けた方針等について検討支援、学校規模、施設の構成、施設整備計画、空間構成と配置及びスケジュールについての技術的支援、策定委員会の際に出される意見、提案、意見募集及びパブリックコメント等による市民意見、提案の整理等を行い、地域の拠点としての清瀬市新校を開設するための基本構想及び基本計画の策定支援業務を行うことを目的とする。

2. 履行場所

- (1) 清瀬市中里五丁目842番地（清瀬市役所）
- (2) その他、清瀬市が指定する場所

3. 契約の期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

4. 本業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、清瀬市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的取組を提案すること。
- (5) 受託者は、本業務の進捗について、清瀬市に対して定期的に報告すること。

- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託しないこと。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ清瀬市に承諾願を提出の上、承認を得ること。
- (8) 受託者は、清瀬市庁内で組織する検討委員会及びその他の市民参加による意見を踏まえ、本業務を実施すること。
- (9) 本業務に関する清瀬市との打合せは、原則、随時清瀬市庁舎内で行うこと。ただし、「新しい生活様式」を考慮し、清瀬市が認める場合はオンラインによる方法も可能とする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに清瀬市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5. 打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と清瀬市は打合せを行い、本業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受託者がその都度記録し、清瀬市の確認を得ること。

6. 検査

- (1) 本業務が完了した時は、本業務完了届により通知するとともに、成果品を提出し、清瀬市の検査を受けること。
- (2) 本業務完了期限前であっても、清瀬市が予め成果品の提出期限を指定した場合は、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

7. 資料の貸与及び返却

受託者は、本業務の遂行に必要な資料等の貸与を清瀬市に申し出ることができる。貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを貸与し、又は複製してはならない。また、貸与された資料は、本業務が終了した時は、速やかに清瀬市に返却すること。

8. 使用言語等

本業務に使用する言語は、日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9. 業務内容

本業務は以下に示すものであり、実施に当たっては、清瀬市と十分に打合せを行うこと。

(1) 業務計画書の提出

契約締結後 7 日以内に、業務実施方針、作業方法、作業工程、業務実施体制等を検討の上、業務計画書を提出し、承認を得ること。提出後、記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに清瀬市に文書で提出し、承認を得ること。

(2) 前提条件の整理

当該施設等の整備の背景や目的、関連上位計画の精査、集約する公共施設の状況、整備予定地の現況（法規制等）について整理する。その際、令和 2 年度に策定した「清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」、令和 3 年度に策定した「清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）」（清瀬小学校と第八小学校の統合を含む）及び令和 3 年度に改訂した「清瀬市公共施設等総合管理計画」（清瀬小学校と第八小学校の統合を含む）等の資料を参考にすること。

(3) 当該施設等の機能の整理

① 将来必要となる小中学校の配置の整理

今回の対象校のみならず、全小中学校に係る各学年の学級数及び児童数を向こう 30 年推計し、「清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき適正な学校編成をした場合に、必要となる小中学校の統合及び統合後の通学区域について整理する。この場合における推計は、農地等の宅地化による児童数の増加など、現時点での年齢人口や出生率等以外の地域性をも加味して推計をすること。

② 事業コンセプトの立案及び提供サービスの整理

(2) の整理結果及び市民ニーズ等を踏まえ、本事業の事業コンセプトを立案する。事業コンセプト並びに「清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」及び「清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）」（清瀬小学校と第八小学校の統合を含む）に基づき、未来の学校のあるべき姿、教育環境の変化を予測し、今回集約しないコミュニティ施設等の将来的な集約化を含めた中で、今後 60 年以上活用できる学校の姿を整理する。

整理に当たっては、各種最新の情報を取得し、また関連する市所管課との協議を行いながら整理・検討を進めるものとする。

また、小中一貫校や複合化施設についても、専門家からヒヤリングを行い、そのメリットやデメリットを整理し検討を進める。

③ 導入機能の検討

(3) ①②の結果を踏まえて、当該施設等に整備すべき導入機能や規模を整理し、とりまとめる。

(4) 基本構想策定

① 現状把握と教育的要求

構想・計画の策定に必要となる情報を把握するために次の調査等を行う。
清瀬市及び当該校の教育状況・・・文献調査及び市担当者ヒヤリング等
施設台帳、学校要覧、児童生徒数推移
清瀬市上位計画、市独自の学校支援事業
施設開放利用、防災計画、都市計画等
施設の使い方の把握・・・現地観察調査
教育的要求の把握・・・学校関係者ヒヤリング・アンケート等

② 構想及び計画条件の検討と整理

次に示す構想及び計画の条件を事務局と協議の上、検討委員会に諮る。この際、清瀬小学校及び清瀬第八小学校の統合に係る課題、小中一貫校に向けての課題に関しても整理し立案する。

計 画 地 新校の設置場所

計画規模 児童生徒数推移に基づく計画学級数と国庫基準面積

施設用途 清瀬小学校及び清瀬第八小学校を統合したうえでの清瀬中学校との小中施設の一体化、将来的なコミュニティ施設との複合化(規模)

学校種別 小中一貫校

③ 小中校舎配置等可能性検討

小学校・中学校・複合施設との機能的連携の可能性と建替計画（仮校舎建設の有無を含めた建て替え計画）を作成し、検討委員会等の場で比較検討する。

④ 学校づくりの理念・目標の立案

清瀬市の上位計画、学校関係者や検討委員の教育的要求、今日的な学校教育と施設の課題を踏まえ、教育と施設の両面にわたる小中一貫の新しい学校づくりの理念を立案する。

(5) 基本計画策定

① 計画の組み立て

ア 施設計画の目標立案

ヒヤリング等を通して学校関係者の想いを受けとめ、また今日的な施設計画の課題を踏まえて新しい学校施設の計画目標を立案する。

イ 所要室・面積構成・運営方式の検討

計画目標を具体化する施設の構成、考え方を検討する。コマ割り等の面積表のほか、ダイアグラムを作成し施設構成を分かりやすく示す。

② 基本計画案の検討

基本計画案には、パースを2～3枚掲載する。

ア 施設計画の検討

配置（仮校舎建設の有無を含めた建て替え計画）・平面計画・各室計画を立案する。

イ 建設計画の検討

・デザイン計画の検討

基本的な事項をとりまとめる。

・ユニバーサルデザイン、バリアフリーに係る検討

ユニバーサルデザイン、バリアフリーの考え方について整理する。

・エネルギー・環境負荷低減に係る検討

当該施設等に求めるエネルギーや環境負荷低減に係る考え方について整理する。

・ライフサイクルコスト低減に係る検討

施設整備から維持管理、施設の解体に至る施設のライフサイクル全体に係るコストの低減・最適化するために、施設整備面に求められる要件等を整理する。

・その他配慮事項

防災への配慮（避難場所としての位置付け）等、当該施設等整備における配慮事項を必要に応じて整理する。

・建設スケジュール

設計から工事に至る適正工期を検討し、建設スケジュールを整理する。

ウ その他

学校建築の具体的な計画課題（仮校舎の要否、ICT 環境構築、避難拠点、防犯対策、新校への児童の移行等の考え方等）について、基本的な考え方を立案する。

（6）管理運営体制等の検討

① 施設運営の基本方針の検討

施設運営（プール、体育館、給食調理室及び学童クラブ等を含む）にあたっての基本的な方針を整理する。

② 施設の設置・管理に係る検討

関連諸法令及び市の関連条例・規則等を踏まえ、当該施設等の法的位置づけ

を整理するとともに、現行の条例、規則及び規程等における改正点などについて助言を行う。

③ 管理運営体制の検討

小学校・中学校・複合施設との機能的連携の可能性を含めた中で、当該施設等における管理区分や管理・運営体制に関する検討を行い、方向性をまとめる。

(7) 整備手法、概算事業費等の検討

① 想定される事業手法の整理

市財政負担の低減及びサービスの向上を目的とした、官民連携による事業手法について、類似施設等の事例や本事業の特性に基づき、導入可能性の見込める事業手法を整理し、その比較検討を行う。なお、比較する事業手法については、従来方式、DB方式、DBO方式、PFI等を想定している。

② 概算事業費の算定

本事業の概算事業費を整備費、維持管理・運営費別に算出すること。その際、本事業に利用可能な補助や地方債などの具体的な制度や金額について提示すること。

③簡易的な評価の実施

(7) ①にて導入が見込まれる事業手法の導入可能性について、「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引（内閣府）」を参考の上、簡易的な評価を実施する。

(8) 報告書作成

基本構想と基本計画に分けて報告書を作成する。

(9) 市民参加手法の支援

① 市民検討委員会の運営支援

有識者や公募市民等で構成される検討委員会（13回程度）を企画し、当日の運営補助及び議事録の作成等を行う。

② 市民検討委員会以外の市民参加の提案・運営支援

広く市民から意見を募ることを目的に、別途市民参加の企画を提案し、当日の運営補助及び議事録の作成等を行う。なお、市民参加の実施に際しては、直接的な対面その他、「新しい生活様式」を考慮し、オンライン等による方法も加味し、いずれの手法も取り入れた「ハイブリット」手法を検討すること。

(10) 庁内検討体制への支援

庁内の会議体や庁内勉強会の開催支援を行う。

(11) 打合せ協議、ワーキンググループ

① 打合せ協議

打合せは、月1回程度を基本とするが、この他にも、必要に応じて適宜、協議打合せを行う。協議打合せの一部については、「新しい生活様式」を考慮し、オンラインによる方法も可能とする。

② ワーキンググループの運営支援

関係所管課と、適宜必要な事項について検討を行うものとし、このために開催される会議・庁内打合せ等に必要に応じて出席し助言等を行う（オンラインによる方法も可能とする）。

(12) 情報提供

今日的な学校施設の計画課題を事務局や検討委員会の場で提供する。

令和の日本型学校教育の構築を支援する施設環境

小中連携・一貫教育と学校施設、防犯環境設計、ICT環境整備 など

(13) 設計者選定支援

選定委員会の運営支援、審査基準等の資料作成支援、審査講評素案作成などを行う。

10. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、納入日は令和6年2月16日とする。成果品の納入場所は清瀬市教育部教育総務課とする。

(1) 製本による成果品

① 基本構想・基本計画

(A4・カラー製本・50頁程度)・・・200部

② 概要版

(A3・両面カラー・1枚程度)・・・200部

③ 委託業務報告書 (A4・パイプファイル綴じ)・・・4部

(2) 電子による成果品

電子納品媒体は、DVD-Rに委託名称を印刷して2部提出すること。内容は、製本による報告書の体裁をPDF形式に整理・変換したもののほか、作成したデー

タすべてを以下の形式により保存すること。なお、マイクロソフトのアプリケーションについては、Microsoft Office 形式を標準とする。

①文書：Microsoft Word 形式

②表、グラフ：Microsoft Excel 形式

③写真データ：Jpeg 形式

④図面データ：PDF 形式及び、DXF 形式又は JWW 形式